

## SHIZGAS でんき節電プログラム 2022 冬（高圧・特別高圧）利用規約

### 第1条（目的）

「SHIZGAS でんき節電プログラム 2022 冬（高圧・特別高圧）（以下「本プログラム」）の利用規約（以下「本規約」）は、静岡ガス&パワー株式会社（以下「当社」）が開催する本プログラムに関する取り扱いを定めるものです。

### 第2条（定義）

次の各号に定める用語は、本規約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 「月間型節電プログラム」

前年同月比の月単位で節電量を評価するプログラムをいいます。

(2) 「参加特典」

本規約すべてに同意のうえ、本プログラムに参加申し込みを行い、当社がこれを受理し、適用条件において承認された場合に付与される特典をいいます。

(3) 「成果特典」

本プログラムにおいて、節電の取組みを行い、その効果が認められた場合に付与される特典をいいます。

(4) 「国の節電プログラム」

国が行う電気利用効率化促進対策事業に基づく節電プログラムをいいます。

(5) 「お客さま」

当社と高圧または特別高圧の契約を有する法人をいいます。

### 第3条（プログラム内容）

本プログラムは、月間型節電プログラムとして開催し、お客さまが、本プログラムに参加のうえ、期間中節電にご協力いただけると、参加特典並びに成果特典を受けることができます。

なお、本プログラムへの参加お申し込みをもって、国の節電プログラムの内容（当社が国の節電プログラムの事務局に対して個人情報を提供すること、及び国の節電プログラムによる参加特典並びに成果特典を不正受給しないこと。）について同意し、国の節電プログラムにも参加お申し込みをしたものとします。

また、本プログラム、国の節電プログラムのいずれか1つのみの参加キャンセルはできないものとします。

### 第4条（適用条件）

当社は、お客さまが次の各号の条件全てを満たした場合にのみ本プログラムを適用いたします。ただし、一部の条件を満たさない場合であっても、当社が必要と認めた場合は、

本プログラムを適用する場合があります。

- (1) 2023年1月31日（火）までに、当社と高圧または特別高圧の契約を締結し、使用を開始しているお客さま。
- (2) 本規約すべてに同意のうえ、本プログラムの申し込み期間中にインターネットによる申し込みフォームにより申し込みを行い、当社がこれを受理し承認していること。
- (3) インターネットの申し込みフォームに、お客さまのご契約情報等が漏れなく入力されていること。※ご入力されていない契約については、原則として本プログラムの対象外とさせていただきますのでご注意ください。

## 第5条（特典内容）

### 1. 参加特典

- (1) 国の節電プログラムにより、お客さま単位1回のみ200,000円を、原則として電気料金の引き落とし口座へ振り込みいたします。振り込み日については、お申し込み日に応じて以下のとおりとします。
  - ①2023年2月末までに振り込み：2022年12月31日までにお申し込みが完了したお客さま
  - ②2023年3月末までに振り込み：2023年1月1日～1月31日にお申し込みが完了したお客さま
- (2) 複数の需給地点を有するお客さまについては、国の節電プログラムにより、本社所在地の需給契約を有する電気事業者が振り込むことが原則となっております。本社所在地の需給契約が当社でない場合、本プログラムに参加することはできませんが、参加特典の進呈はできません。
- (3) 振り込み時において、お客さまが当社と高圧および特別高圧の需給契約をすべて解約されている場合は、参加特典の進呈はできません。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

### 2. 成果特典

- (1) 第7条に定める節電評価期間中の月ごとのお客さまの電気使用量が、前年同月と比較して3%以上の節電効果が認められた場合は、供給地点単位で月額3,000円を進呈します。
- (2) (1)の節電効果を達成できた場合は、さらに国の節電プログラムにより、供給地点単位で月額20,000円を進呈します。
- (3) 成果特典については、第7条に定める節電評価期間中の、(1)と(2)の金額を合算し、原則として電気料金の引き落とし口座へ2023年5月末日までを目途に振り込みいたします。

- (4) 当社と複数の需給契約があり、そのうち低圧の使用量については、比較の対象外となります。
- (5) 前年同月時点において、当社との需給契約が未契約であり、電気の使用量が無い場合は、別紙1に定める算定方法により定めた、前年同月想定値を基準に節電効果を判定します。ただし、同供給地点において、前年同月に他社と需給契約をしていた場合で、その電気使用量が分かる証憑書類を提出いただける場合は、証憑書類に基づいた数値を前年同月使用量といたします。
- (6) 振り込み時において、お客さまが当社と高圧および特別高圧の需給契約をすべて解約されている場合は、成果特典の進呈はできません。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

#### **第6条（開催期間と受付期間）**

本プログラムの開催期間は、2022年12月1日（木）～2023年3月31日（金）とし、本プログラムの申し込み受付期間は、本規約施行後～2023年1月31日（火）とする。

#### **第7条（節電評価期間）**

本プログラムによる節電の評価期間は、以下に定める2023年1月分から3月分までの電気料金の対象期間とする。前年同月の考え方も同様とする。

- (1) 毎月1日検針の場合（※一部のお客さまは2023年2月分から4月分となります）  
2023年1月1日（日）～2023年3月31日（金）の使用量
- (2) それ以外の場合  
2023年1月2日（月）を含む定例検針3回分により確定する月ごとの使用量

#### **第8条（注意事項）**

- (1) 本規約に反する事項が発覚し当社が不正と判断した場合、もしくは、国の節電プログラム事務局から、不正に特典を取得した可能性があるとして指摘を受けた場合は、すべての特典において、速やかに返還に応じていただきます。
- (2) 当社との需給契約開始日が、2023年2月1日以降の場合は、本プログラムの対象外となります。
- (3) 国及び独立行政法人については、本プログラムの対象外となります。
- (4) 本プログラムにおいて、お客さまに何らかの損害が生じた場合、当社の故意又は過失に起因するものを除き、当社は一切の責任を負いません。
- (5) 本プログラムを利用するために必要となるパソコン並びにスマートフォン等の通信機器、インターネット接続環境等は、お客さまご自身で準備していただきます。
- (6) 前項に関する費用及びお問い合わせにかかる通信費等は、お客さまのご負担となります。

- (7) 本キャンペーンにおいて取得した個人情報の取り扱いについては、当社が定めるプライバシーポリシー (<https://www.shizuokagas.co.jp/info/policy.html/>) に従うものとします。
- (8) 本プログラムは、予告なく変更又は終了させていただく場合があります。

沿革

2022年12月1日 制定

2022年12月27日 改定

[以下余白]